## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。特定住所 A 特定客番号 B 特定個人 C 氏からの受信料収受記録。受信契約後の現金及び口座振替支払いの第1回目の年月日、金額、支払者、領収証発行状況、振替金融機関名、口座番号、口座名義人名、口座名義人住所、現金支払者の住所」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、求める個人情報が存在せず、開示することができないとした。また、「特定個人 C 氏の個人情報として、補正前の住所の「特定住所 D」の記録があるが、「特定住所 A」の記録は存在しない。」と補足説明を行った。

これに対して視聴者より、「特定住所 D は、平成\*\*年市制移行した。同時に「大字」表示も削除され、現在に至っている。特定住所 A は特定住所 D の現在の正しい表記である。読替にて対応し、開示の再検討を求める。」として、再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

NHKでは本人の放送受信契約に係る受信料の収受記録は、平成11年から 平成14年までの記録を保有している。しかし、平成8年に金融機関の合併な どにより、本人の放送受信契約に係る、口座情報の変更が行われたことを示す 記録があり、平成11年の収受記録は第1回目のものではないため、求める保 有個人データは存在せず、開示することはできない。

## 3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、放送受信契約に関わるNHKの営業関係の帳簿書類の保管期間を定めた規程に「放送受信料口座振替利用届」は保存期間が5年であること、「受信料収受記録」は文書ではなく、業務管理上運用している営業システムに存在するが、求める第1回目の記録は存在せず、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いは妥当と判断する。

## 4 審議の経過

2023年 5月18日 (第330回審議委員会)

諮問、審議

6月 8日 (第331回審議委員会)